

令和5年9月

未成年後見人選任の申立ての手引



宮崎家庭裁判所後見センター

目 次

第 1	未成年後見制度について	・ ・ ・ ・	1
	申立書類等チェックリスト	・ ・ ・ ・	2
第 2	申立ての手續について	・ ・ ・ ・	5
1	申立てをする家庭裁判所（土地管轄）		
2	申立てができる人（申立人）		
3	申立てに必要な書類		
4	申立後の手續について		
第 3	未成年後見人の職務について	・ ・ ・ ・	8
1	身上監護		
2	財産管理		
第 4	後見監督について	・ ・ ・ ・	9
1	後見監督とは		
2	家庭裁判所の許可が必要な場合		
3	後見の終了		

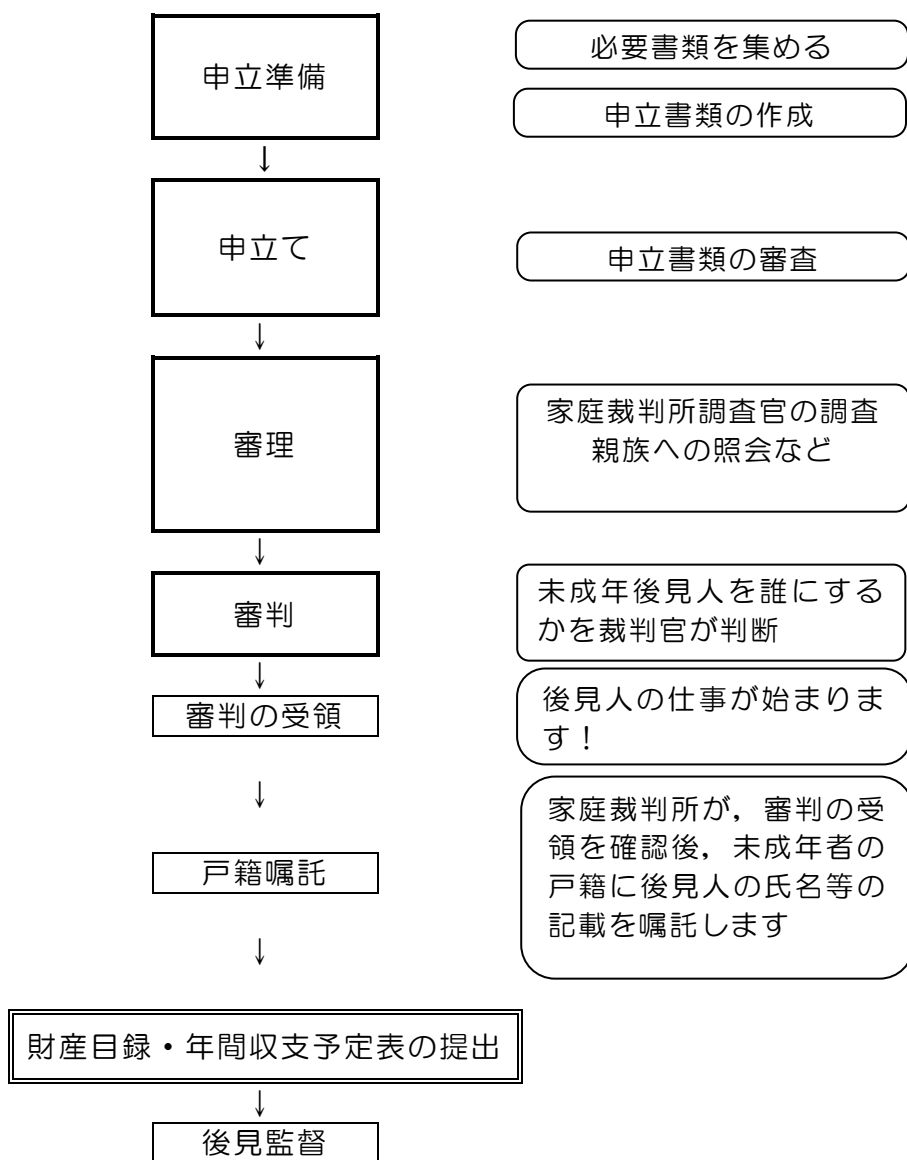
第1 未成年後見制度について

未成年後見制度とは、未成年者の親権を行う者が、死亡、行方不明等ではなくなったときに、親族等からの申立てにより家庭裁判所が後見人を選任し、後見人が未成年者の監護・養育や財産管理を行うことで、未成年者を保護する制度です。

家庭裁判所で選任された後見人は、原則として成人に達する又は婚姻や養子縁組等により後見が終了するまで、後見事務を行い、その事務内容について裁判所に定期的に報告する義務を負います。

申立てのきっかけとなった当面の目的（保険金の受領や遺産分割など）が終了しても、後見人の職務が終わるわけではありません。

標準的な審理の流れ



申立書類等チェックリスト

※ 未成年者 1 人につき 1 セットを提出してください。

1 費用

☐	①	収入印紙 800 円分
☐	②	郵便切手 3,000 円分 内訳 500 円×3 枚, 100 円×5 枚, 84 円×10 枚, 20 円×5 枚, 10 円×5 枚 2 円×5 枚

2 申立書類

☐	③	未成年後見人選任申立書
☐	④	申立事情説明書
☐	⑤	親族関係図
☐	⑥	未成年後見人候補者事情説明書 (候補者の方がいない場合には提出不要です。)
☐	⑦	財産目録
☐	⑧	相続財産目録 (未成年者を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。)
☐	⑨	収支予定表

※ 上記書類の作成に当たり、A4 サイズの別紙（例：未成年後見人選任申立書の「申立ての理由」欄記載の★部分等）をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に 3 センチメートル程度の余白を設けてください。

3 添付資料

※ 未成年者が複数の場合には、未成年者の戸籍謄本などの添付資料のうち、共通する書類の原本は1人分で足り、その他の未成年者の分は写しで結構です。

※ 審理のために必要な場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。

※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。

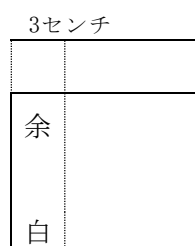
☐	⑩	申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
☐	⑪	未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
☐	⑫	未成年者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
☐	⑬	未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
☐	⑭	未成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
☐	⑮	未成年者の財産に関する資料 ☐ 預貯金及び有価証券の残高がわかる資料（通帳の写し、残高証明など） ☐ 不動産関係資料（不動産登記事項証明書又は固定資産評価証明書） ☐ 負債がわかる資料（ローン契約書写しなど）
☐	⑯	未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料 ☐ 預貯金及び有価証券の残高がわかる資料（通帳の写し、残高証明など） ☐ 不動産関係資料（不動産登記事項証明書又は固定資産評価証明書） ☐ 負債がわかる資料（ローン契約書写しなど）
☐	⑰	未成年者の収支に関する資料 ☐ 収入に関する資料の写し（年金決定通知書、給与明細など） ☐ 支出に関する資料の写し（授業料がわかる領収書など）
☐	⑱	親権を行う者がいないことを証する資料 （親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）など）
☐	⑲	申立人が利害関係を有することを証する資料 （利害関係者からの申立ての場合に提出してください。）
☐	⑳	未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（未成年後見人候補者事情説明書4項に関する資料） ☐ 金銭貸借に関する資料の写し（借用証など） ☐ 担保提供に関する資料の写し（担保権を設定した契約書など） ☐ 保証に関する資料の写し（保証に関する記載のある契約書など） ☐ 立替払に関する資料の写し（立替払を示す領収書、出納帳など）
☐	㉑	親族の意見書

《提出書類の書式について》

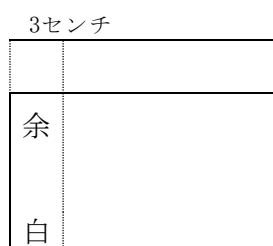
1 家庭裁判所に提出する各種書面の書式について

家庭裁判所に対して資料などの書面を提出される場合には、原則としてA4版（297ミリ×210ミリ、この手引と同じ大きさ）の用紙をご利用ください。ただし、どうしてもA4版では収まらない場合には、A3版（420ミリ×297ミリ、A4版の倍の大きさ）をご利用ください。

また、記録に綴って保存する関係から、下図のように左端に3センチのとじ代（余白）ができるようにしてください。



A4版

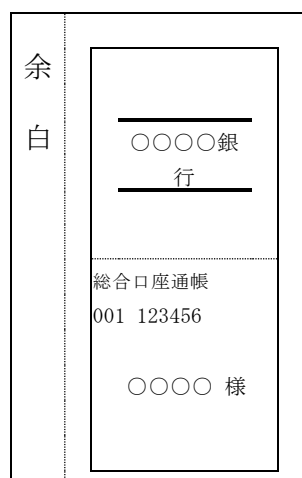


A3版

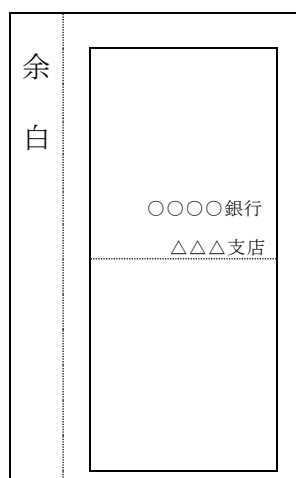
2 預金通帳のコピーの取り方について

預金通帳をコピーする際には、以下の要領をお願いします。

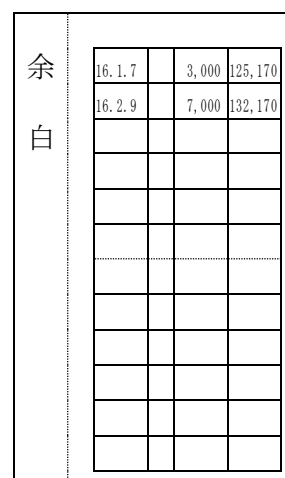
- ① 書式については、上記1に記載のとおりです。A4版用紙を用いて、左端に3センチのとじ代（余白）ができるようにしてください。
- ② 下図のとおり、「表紙」と「表紙の次の見開きページ」、及び「記帳されている全ページ」をコピーしてください。
- ③ 1年以内に通帳が更新されている場合には、更新前の通帳も同様にコピーしてください。



表紙



表紙の次のページ



記帳部分

第2 申立ての手續について

1 申立をする家庭裁判所（土地管轄）

申立ては，未成年者の住所地（住民票上の住所ではなく，未成年者が実際に生活している場所）を管轄する家庭裁判所にしてください。

宮崎家庭裁判所 後見センター

〒880-8543 宮崎市旭2丁目3番13号 (電話)0985(68)5144

担当地域（未成年者が以下の市町村にお住まいの方）

宮崎市，西都市，国富町，綾町，高鍋町，新富町，西米良村，木城町，川南町，都農町

宮崎家庭裁判所日南支部

〒889-2535 宮崎県日南市飫肥3丁目6番1号 (電話)0987(25)1188

担当地域（未成年者が以下の市町村にお住まいの方）

日南市（北郷町，南郷町），串間市

宮崎家庭裁判所都城支部

〒885-0075 宮崎県都城市八幡町2街区3号 (電話)0986(23)4177

担当地域（未成年者が以下の市町村にお住まいの方）

都城市，三股町，小林市，えびの市，高原町

宮崎家庭裁判所延岡支部

〒882-8585 宮崎県延岡市東本小路121番地 (電話)0982(32)3452

担当地域（未成年者が以下の市町村にお住まいの方）

延岡市，門川町，美郷町（北郷区）

宮崎家庭裁判所日向出張所

〒883-0036 宮崎県日向市南町8-7 (電話)0982(52)2211

担当地域（未成年者が以下の市町村にお住まいの方）

日向市，美郷町（南郷区，西郷区），諸塚村，椎葉村

宮崎家庭裁判所高千穂出張所 ※ただし，後見関係事件は受付のみで手続きは宮崎家庭裁判所延岡支部

〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井118番地 (電話)0982(72)2017

担当地域（未成年者が以下の市町村にお住まいの方）

高千穂町，五ヶ瀬町，日之影町

2 申立てができる人（申立人）

未成年者自身（未成年後見人選任手続の内容を理解できる方に限ります。）
やその親族，利害関係人（児童相談所長や里親など）です。

3 申立てに必要な書類

申立書類等チェックリスト（2頁）をご確認ください。必要書類が整っていれば，手続が円滑に進みます。

申立書類は裁判所が未成年後見人を選任する際に参考とする重要な資料ですので，すべてご記入ください。

4 申立後の手続について

(1) 申立人，後見人候補者調査（面接）

家庭裁判所へ来ていただいて，申立てに関する事情を直接お伺いします。
日時は家庭裁判所から通知します。指定された日時の都合が悪い時はご連絡ください。

申立人からは，「申立事情説明書」等に基づいて，申立てに至るいきさつ，未成年者の生活状況，財産状況及び未成年者の親族らの意向等について事情を詳しくお伺いします。

後見人候補者には，「未成年後見人候補者事情説明書」に基づいて，後見人としての適格性に関する事情をお伺いします。

(2) 未成年者調査（面接）

未成年者の意思及び心身の状況を確認するため，未成年者には後見人候補者と共に家庭裁判所に来ていただくことがあります。未成年者の年齢や事案の内容によっては，家庭裁判所調査官が家庭訪問をして未成年者と面接したり，生活状況を観察したりさせていただくこともあります。

(3) 親族への照会

必要に応じて，未成年者の非親権者（親権者ではない親）や，その親族に対して，照会書を送付するなどして意向を確認します。



申立後の取下げについて

取下げは許可制になります。例えば，「私が後見人に選ばれないなら取り下げます。」「親族の事業資金として未成年者の金を借り入れることを認めてもらえないのなら取り下げます。」というような理由では許可されません。

誰を候補者にするか？誰が選任されるのか？

- 1 未成年後見制度の内容や後見人の職務を理解されたうえで、責任をもって引き受けてくださる方を挙げてください。
- 2 家庭裁判所は、後見人の選任については、
 - (1) 未成年者の心身の状況、生活状況及び財産状況
 - (2) 未成年後見人候補者の職業・経歴
 - (3) 未成年後見人候補者と未成年者との利害関係の有無
 - (4) 未成年者の意向

などの事情を総合して判断します。

そのため、申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません。家庭裁判所は、未成年者が多額の財産を所有していたり、多額の死亡保険金等の受領が見込まれたり、親族間で未成年者の身上監護や財産管理の方針に大きな食い違いがあったりするような場合には、弁護士などの専門家を後見人に選任したり、このような専門家を未成年後見監督人として選任したりすることがあります。

- 3 後見人及び後見監督人に対する報酬は、家庭裁判所が付与の可否及び付与の金額を決定し、未成年者の財産から支払われます。(13頁)



第3 未成年後見人の職務について

後見人の主な職務は、未成年者の意思を尊重し、かつ、未成年者の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な「身上監護」及び「財産管理」を行うことです。

1 身上監護

後見人は、未成年者が成人に達する又は未成年者の婚姻や養子縁組等により後見が終了するまで、未成年者の生活や教育、就労についての援助をすることになります。

2 財産管理

未成年者に代わって預貯金の関する取引等、必要な法律行為を行います。未成年者の財産が他人のものと混ざらないように管理し、通帳や証書類を保管するほか、収支計画を立てます。

(1) 具体的な財産管理の方法

- 財産管理の内容がわかるように、具体的内容を記録します。
- 後見人の事務の内容を定期的に家庭裁判所に報告し、家庭裁判所の監督を受ける（これを「後見監督」といいます。詳しくは9頁参照）。

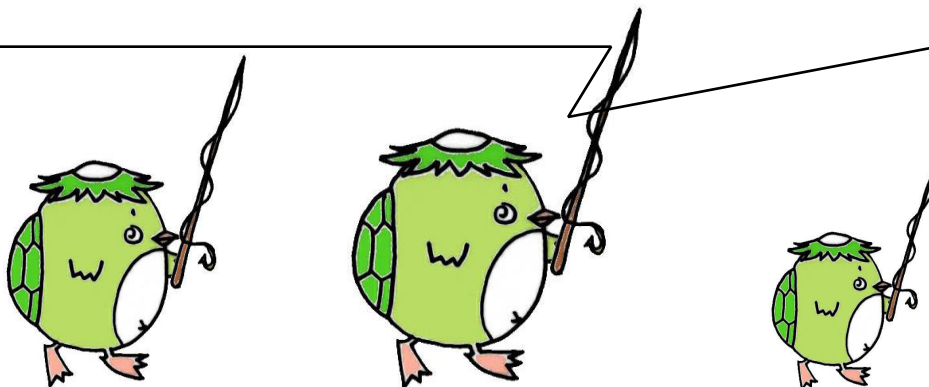
(2) 最初の仕事

審判書謄本を受け取った日から1か月以内に未成年者の財産調査を行い、財産目録及び年間収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。

後見人の責任について

後見人が未成年者の財産を管理する場合、自分の財産を管理する以上の注意を払わなければなりません。（善良なる管理者の注意義務）

したがって、たとえ親族であっても、「他人の財産を預かり、管理している。」と考えてください。未成年者の財産を後見人や親族の名義で管理したり、後見人や親族に贈与、貸与したりするなど、未成年者の不利益となるような管理、処分はできません。また、遺産分割を行う際には、未成年者の法定相続分を確保していただく必要があります。



第4 後見監督について

1 後見監督とは

家庭裁判所は、未成年後見人が、その職務を正しく行っているかを確認するために、身上監護や財産管理について、定期的に未成年後見人に報告を求めます。これを後見監督といいます。

未成年後見人は、定められた報告時期に毎年、自主的に報告しなければなりません。

なお、家庭裁判所の判断により、未成年後見監督人が選任される場合があります。その場合には、原則として未成年後見監督人の指示に従い、未成年後見監督人に対して後見事務報告を行うことになります。

～具体的には～

未成年者の生活状況等についての報告書、未成年者の財産目録及びその裏付けとなる資料（通帳の写し）を提出していただきます。必要に応じて、詳しい収支状況の報告や領収書などの証拠資料の提出が求められることがあります。普段から現金出納帳をつけ、収支の裏付けとなる領収書やレシート等を必ず残しておいてください。

期限までに提出がない場合、事情説明のための出頭を拒んだ場合、報告内容に大きな問題がある場合には、家庭裁判所は、弁護士等を調査人に選任して後見事務の調査を命じたり、これら専門職を未成年後見人や未成年後見監督人に選任したりすることがあります。さらに、任務違反を理由に未成年後見人を解任することがあります。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

- (1) 未成年者と未成年後見人の利益が相反する（利害関係が生じる）場合
→「特別代理人選任の申立て」が必要です。

特別代理人の選任が必要な行為の例

- 後見人と未成年者が共同相続人として遺産分割協議をする場合
- 後見人が未成年者の所有する不動産を買い取る場合

特別代理人選任の手続をとらずに遺産分割等の利益相反行為をした場合、その法律行為は無効となります。

このほかの場合でも、判断に迷うとき（例：未成年者の重要な財産を処分する場合、多額の支出が予定される場合など）は、事前に家庭裁判所に

ご相談ください。

(2) 後見人の報酬を請求する場合

→「報酬付与の申立て」が必要です。

後見人は、職務の内容に応じて、未成年者の財産の中から一定の報酬を受け取ることができます。

家庭裁判所が、報酬を付与するか否か、報酬額をいくりにするかを決定します。

後見人は、報酬付与の審判がなされた後、認められた金額だけを未成年者の財産の中から受け取ることができます。報酬は後払いとなります。

このような手続をとらず、勝手に未成年者の財産の一部を報酬として受け取るとはできません。

(3) 後見人を辞任（交代）する場合

→「未成年後見人辞任許可の申立て」と

「未成年後見人選任の申立て」の両方が必要です。

後見人は「正当な事由」がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、後見人を辞任することができます。この場合、新たな後見人を選ぶ必要があるため、後見人の辞任を希望する後見人は、辞任許可の申立てと同時に、新たな後見人選任の申立てをしてください。

「正当な事由」があると認められる例

- 後見人が遠隔地に転居しなければならなくなった。
- 高齢や病気などの理由により職務の遂行に支障が生じた。

3 後見の終了

(1) 次の場合に未成年後見は終了します。

- ① 未成年者が成人に達したとき
- ② 未成年者が婚姻したとき
- ③ 未成年者が死亡したとき
- ④ 未成年者を養子とする養子縁組が成立したとき

(2) 未成年後見が終了した場合、後見人は、

- ① 後見終了後 10 日以内に後見終了の届出を市区町村役場にする必要があります。
- ② 管理していた財産を未成年者（未成年者が死亡した場合は相続人）に引き継ぐ必要があります。
- ③ 最後の後見事務報告書・財産目録を家庭裁判所に提出して報告する必要があります。